

# 避難確保計画作成 Q & A

## 水防法等について

### Q：要配慮者利用施設とは？

A：福祉施設・学校・医療施設などの、防災上の配慮（避難に時間がかかるなど）を要する人が利用する施設です。

### Q：なぜ避難確保計画作成しなければならないのか？

A：平成 29 年 6 月 19 日付けで水防法及び土砂災害防止法が改正され、要配慮者利用施設は作成を義務付けられたためです。

### Q：一つの建物に複数の要配慮者利用施設が存在する場合、どのように作成すればよいか

A：基本的にはそれぞれの要配慮者利用施設の所有者又は管理者に避難確保計画の作成等が必要であると考えておりますが、一つの経営主体が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有する場合などに複数施設を一体として所有者が避難確保計画の作成等を行う事や、各施設の管理者が合同して避難確保計画を作成することも可能です。

### Q：避難訓練を実施した旨を市町村に報告する必要はあるのか？

A：訓練の実施は先に義務付けされており、令和 3 年 7 月 15 日に水防法及び土砂災害防止法が改正され、要配慮者利用施設が避難確保計画に基づいた避難訓練を実施した場合、その結果を市町村長に報告することが加えて義務化されました。

### Q：避難確保計画作成しない施設への「指示」及び「公表」はどのように行うのか？

A：期限を定めて避難確保計画作成することを求める「指示」を行い、さらに「指示」の後に一定期間経過後も同計画作成しない施設についてはその施設名をホームページ等で公表する可能性があります。

## 作成について

Q：施設の状況において人数を記載する欄があるが、昼間の時間帯と夜間の時間帯は具体的に何時か？

A：それぞれの時間は細かく設定していません。日勤・夜勤等の体制がある場合は、それぞれの人数と勤務時間を記載してください。なお、夜勤等がない場合は、昼間の時間帯に人数等を記載してください。

Q：対象河川、水位観測所はどれを選択すればよいか？

A：各施設の対象河川については、「野々市市地域防災計画に定める浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表」に記載されている河川を選択してください。河川名を選択すると自動で水位観測所も選択されます。

Q：施設の想定浸水深はどれを選択すればよいか？

A：洪水ハザードマップを確認していただき、施設敷地内の着色が、黄色なら 0.0~0.5m、ピンク色なら 0.5~1.0m、朱色なら 1.0~3.0m を選択してください。

Q：市への連絡先部局名はどれを選択すればよいか？

A：各施設の連絡先部局については、「野々市市地域防災計画に定める浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表」に記載されている担当課を選択してください。担当課を選択すると自動で電話番号も選択されます。

Q：垂直避難はどのような場合に可能なのか？

A：洪水時において、以下の3つの条件が当てはまる場合にのみ垂直避難が可能です。

- ① 建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがないこと。
- ② 建物上層階の高さと洪水時に想定される浸水深を比較し、建物上層階が浸水しないこと。
- ③ 全ての避難者を建物上層階に収容できること。

Q：避難場所はどのように決めればよいか？

A：施設所在地区の自主避難所を選択してください。

中央公民館…本町地区（本町、高橋町、扇が丘、住吉町、菅原町、白山町、若松町、横宮町）

富奥防災コミュニティセンター…富奥地区（太平寺、三納、位川、矢作、藤平田、藤平、下林、中林、清金、末松、栗田、新庄）

郷公民館…郷地区（長池、二日市、三日市、郷、徳用、稲荷、堀内、田尻、蓮花寺、柳町）

押野公民館…押野地区（押野、押越、野代、御経塚）

※自主避難所とは…市内4箇所に設置されている避難所（公民館等）。拠点避難所より早い段階で開設され、要配慮者や自主的に避難する方の受け入れを行う避難所のこと。

Q：避難経路図作成において垂直避難を選択する場合でも作成が必要か？

A：垂直避難が可能であり、垂直避難を選択する場合であっても、停電等で施設機能が停止することを想定し、最寄りの自主避難所への避難経路図を作成してください。

Q：避難経路はどのように決めればよいか？

A：ハザードマップ等で浸水により想定される深さが浅いルートを選択してください。  
(※避難経路を作成の上で、不明点があれば野々市市土木課に相談してください。)

Q：情報収集・伝達について市からどのように伝達されるか？

A：洪水予報等の情報は、市からファックスやメールにより伝達されます。

Q：資器材の整備について何を準備したらよいか？

A：様式を参考に避難する時を想定し必要な準備をお願いします。

Q：防災教育・訓練について毎年実施しなければならないか？

A：水防法により年に一度以上、訓練を行うことが義務付けられています。